

ふじみ野市有料広告の掲載基準及び広告主の責務に関する要領

平成22年3月31日決裁

この要領は、ふじみ野市有料広告取扱要綱（平成22年ふじみ野市告示第67号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、広告の掲載基準及び広告主の責務について必要な事項を定めるものとする。

1 広告媒体

広告媒体は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる印刷物等

ア 書籍、広報紙、ポスター、チラシ、パンフレット等の市印刷物

イ 窓口用封筒

(2) ホームページ

(3) 市の構築物及び工作物

(4) 循環バスを含む各種車両の外装及び車内

(5) その他広告媒体として活用が可能なもの

2 広告の掲載基準

(1) 規制業種等

次に掲げる業種及び事業者の広告は掲載しない。

ア 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種

イ 投機的商品に関するもの

ウ ギャンブルに関するもの

エ 法律に定めのない医療類似行為を行うもの

オ 風俗営業類似の業種

カ 興信所

キ 社会問題を起こしている事業者

(2) 掲載内容

次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの

イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスの提供をするもの

ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

オ 広告の内容に対して、広告主が責任を果たすことができないおそれがあるもの

カ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(3) 表示基準

広告の表示内容は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア 当該広告に係る法令及び業界の自主規制による広告表示基準を遵守

すること。

イ 市、国等が推奨していると誤解されるような表現をしないこと。

ウ 広告であることを原則として明示すること。

エ 広告主の名称及び連絡先を原則として明示すること。

オ 肖像権及び著作権を侵害しないこと。

カ 誇大な表示や射幸心をあおるような表現をしないこと。

3 広告の掲載位置

広告の掲載位置は、市が指定する位置とする。

4 広告主の責務

(1) 広告の掲載についての必要な手続及び費用の負担は、広告主が行うものとする。

(2) 広告の掲載後において、要綱及びこの基準に抵触する事由が発生したときは、広告主の負担において、必要に応じ、広告の撤去又は印刷物の回収及び補てんを行うものとする。

(3) 広告主が広告の内容を継続できなくなったときは、前号の事由が発生したときと同様の責務を負うものとする。

(4) 掲載された広告が破損したときは、市の責めによる場合を除き、市は、その修復に要する費用を負担しない。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。